

別表

信書番号	相手方	検査の日 (措置の日・告知の日)	書証番号	刑事収容施設法	削除又は 抹消の別	削除又は抹消の箇所	削除又は抹消の内容	削除又は抹消の理由(概要)	原告らの主張	被告の主張
本件発信書①	原告 b	令和4年5月18日 (同月19日)	乙14 (甲1)	141条 130条 129条1項3号 該当	抹消	4枚目の12行目	①発信の相手方(原告b)以外の外部交通非許可方針者である第三者の名称	本件発信書①を相手方(原告b)に発信することとなれば、外部交通非許可方針者である第三者に対して、原告aによる意思の伝達がされることにより、刑事収容施設法141条において準用する同法130条に基づき定める通数制限の潜脱に該当するものであることに加え、動向等の個人情報がみだりに漏えいされるおそれがあり、同法141条において準用する同法129条1項3号(刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき)に該当するものであると認めたもの。	原告bらは再審請求弁護人であり、「民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任している以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため」発する信書に該当する。現に、e 拘置所長も本件発信書①が法139条1項2号に該当することを前提としている。	①外部交通取扱規程は、民事訴訟等の「委任又は相談を受けている弁護士等」の外部交通を無制限に許すものではなく、外部交通取扱規程の存在を理由に、信書の全部が刑事収容施設法139条1項2号に該当するとはいえない。 ②刑事収容施設法129条各号のいずれかに該当する場合、あえて同法139条1項各号に該当しないことを記録する必要は乏しく、e 拘置所長が同項2号に該当することを前提にはしていない。 ③重大用務処理該当性については限定的に解されており、民事訴訟等の委任や相談を受けている弁護士が相手であっても、それらのために必要とはいえない記述部分は発受が認められない。重大用務処理のための信書かどうかは、信書の内容、相手方の立場、発信者との従前の関係性等も含めて総合的に判断されるべきである。
						5枚目の16行目から22行目まで	②発信の相手方(原告b)以外の外部交通非許可方針者である第三者に対して、当所における処遇上の不満を伝達する内容や機関誌の記事を読んだ感想を通じて激励する内容			
						6枚目の6行目及び7行目	③発信の相手方(原告b)以外の外部交通非許可方針者である第三者の名称			
本件発信書②	原告 b	令和4年5月19日 (同日)	乙15 (甲2)	141条 130条 129条1項3号 該当	抹消	4枚目20行目	①発信の相手方(原告b)以外の外部交通非許可方針者である第三者へ本件発信書①を転送依頼する内容	本件発信書②を相手方(原告b)に発信することとなれば、外部交通非許可方針者である第三者に対して、原告aによる意思の伝達がされることにより、刑事収容施設法141条において準用する同法130条に基づき定める通数制限の潜脱に該当するものであることに加え、動向等の個人情報がみだりに漏えいされるおそれがあり、同法141条において準用する同法129条1項3号(刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき)に該当するものであると認めたもの。	原告bらは再審請求弁護人であり、「民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任している以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため」発する信書に該当する。現に、e 拘置所長も本件発信書②が法139条1項2号に該当することを前提としている。	同上
						4枚目の21行目から5枚目の2行目まで	②同上			
						5枚目の3行目	③同上			
本件発信書③	原告 b	令和4年5月30日 (同日)	乙16 (甲3)	141条130条 129条1項3号 該当	抹消	2枚目の13行目から16行目まで	①本件発信書①を複写して、発信の相手方(原告b)以外の外部交通非許可方針者である第三者へ送付依頼する内容	本件発信書③を相手方(原告b)に発信することとなれば、外部交通非許可方針者である第三者に対して、原告aによる意思の伝達がされることにより、刑事収容施設法141条において準用する同法130条に基づき定める通数制限の潜脱に該当するものであることに加え、動向等の個人情報がみだりに漏えいされるおそれがあり、同法141条において準用する同法129条1項3号(刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき)に該当するものであると認めたもの。	原告bらは再審請求弁護人であり、「民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任している以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため」発する信書に該当する。現に、e 拘置所長も本件発信書③が法139条1項2号に該当することを前提としている。	同上
						2枚目の20行目から22行目まで	②発信の相手方(原告b)以外の外部交通非許可方針者である第三者に対して、同第三者が外部交通許可方針者となるような資料の送付を求める内容			

信書番号	相手方	検査の日 (措置の日・告知の日)	書証番号	刑事収容施設法	削除又は 抹消の別	削除又は抹消の箇所	削除又は抹消の内容	削除又は抹消の理由(概要)	原告らの主張	被告の主張
本件発信書④	f 弁護士	令和4年6月7日 (同月8日)	乙18 (甲4) 乙46	139条 不該当	抹消	1枚目の1行目から7行目まで	① f 弁護士から信書が届いたことへの感想	養子Aから別件医療訴訟を承継する旨の意思表示、刑事事件に係る再審請求の弁護依頼以外の内容については、現在の近況報告、e 拘留所における死刑確定者に対する不満等であり、刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は原告aから法律相談を受けており、「民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙3、5条(1)イ)に該当する。 法律相談の内容を正確に把握するためには、あらゆる記載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため」発する信書に該当する。実際、抹消・削除により、原告aが本件受信④において原告ら訴訟代理人に再審請求を依頼していたことが伝わらなかった。 また、本件発信書④の抹消・削除箇所には、「外部交通が著しく制限され、支援者や支援団体等との外部交通は一切制限されている」「色々と相談したいのでf 弁護士には再審請求弁護人になってほしい。」「e 拘留所の死刑確定者の外部交通や処遇の件で国家賠償請求訴訟の準備を進めている。その力になってほしい。」などと記載されており、いずれも原告ら訴訟代理人に法的助言を求める記載が同法139条1項2号に該当することは明らかである。 法制度に精通しない被收容者が助言を求めているのであるから、特定の救済手続きを明示して助言を求めることは事実上不可能であり、具体性を欠くとする被告の主張は死刑確定者の弁護士へのアクセスを否定するものといわざるを得ない。 本件発信書④の抹消削除箇所が同法139条1項2号に該当することは明らかであり、抹消・削除に相当の根拠があることは到底できない。 したがって、国賠法の解釈について職務遂行基準説を採ったとしても、e 拘留所長による注意義務違反を認定することは充分に可能であり、本件発信書④の抹消削除は国賠法上違法である。	前記本件発信書①に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨④は、原告aの心境や外部交通制限への不満などであり、刑事収容施設法139条1項2号に該当しない。f 弁護士は、原告aと何らかの契約をしたり、民事訴訟や再審請求等の相談を受けていなかったこと、「国家賠償訴訟」などの文言が記載されている部分は、どのような法的対応を求めているか明らかでなく、具体性を欠くこと、原告aが、f 弁護士に再審請求弁護人になってほしいと考えていたとは認められず、信書のほかの部分の記載から、f 弁護士に再審請求弁護人になってほしいとの趣旨は理解できることなどから、「国家賠償訴訟」や「再審請求」の文言が出てくる記述についても、同号に該当しない。また、「色々と相談したい」、「国家賠償訴訟の件についてもアドバイスしてほしい。」「e 拘留所」の旨の記述に関しても、上記同様の理由により、原告aがf 弁護士に対し実質的に「訴訟の遂行」のための相談やアドバイス等を求めているとまでは評価できない。 公務員の行為が、結果として、法令の解釈・適用を誤ったものであったとしても、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような特段の事情がある場合に限り、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものと解すべきであるところ、「色々と相談したい」旨の記載等は具体性を欠き、実質的に「訴訟の遂行」のための具体的な相談やアドバイス等を求めているか判然としないうちであった上、原告aとf 弁護士との関係性からも、「訴訟の遂行」と同程度の原告aにとって重大用務処理のために必要とされる記述であるとは判断できないものであったため、e 拘留所長が、本件発信書要旨④は刑事収容施設法139条1項2号により発受が許されるものには該当しないと判断したことには相当の根拠が認められ、同人が、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該判断をしたと認め得るような特段の事情はない。
					削除	1枚目の9行目から11行目まで	②-1 f 弁護士からの手紙を読み、現在の生活状況や自己紹介など書きたいことを書くので、長い手紙になるが、最後まで読んでほしい。			
						1枚目の12行目から15行目まで	②-2 現在はhであるが、旧姓はa、iである。未決拘禁者から死刑確定者に2回資格異動し、現在は死刑確定者である。			
						1枚目の15行目から17行目まで	②-3 外部交通が著しく制限され、支援者や支援団体等との外部交通は一切制限されている。			
						1枚目の17行目から22行目まで	②-4 宗教家との外部交通を申請しても不許可とされ、宗教家の教誨を希望しても取り計らわれないとされる。刑事施設の規律及び秩序の維持を害する結果を生ずるおそれ全くない内容も抹消される。この手紙が抹消されていれば嫌がらせと思ってほしい。			
						2枚目全文	③親族に関する説明			
						3枚目の1行目から17行目まで	④養子Aに関する感想			
					抹消	3枚目の19行目から23行目まで	⑤死刑執行に関する感想			
						4枚目の1行目から2行目まで	⑥養子Aに関する感想			
					削除	4枚目の4行目から13行目まで	⑦-1 養子Aについての原告の心境。			
						4枚目の14行目から16行目まで	⑦-2 養子Aとの外部交通が厳しく制限されている。再審請求弁護人宛て信書も刑事収容施設法129条1項3号で抹消された。この手紙も抹消される可能性がある。			
						4枚目の16行目から19行目まで	⑦-3 養子Aに関するf 弁護士からの手紙に対する返信なので、抹消の対象となる箇所はそれほど多くないと思う。堂々と外部交通禁止者の名前を書ける。			
						4枚目の20行目から23行目まで	⑦-4 養子Aについての原告の心境。			
					抹消	5枚目の1行目から9行目まで	⑧刑務所に収容されていた状況の説明			
						5枚目の10行目から13行目まで	⑨養子Aとの外部交通の状況説明			
						5枚目の20行目から22行目まで	⑩臨時特別給付金に関する内容			
					削除	6枚目全文	⑪外部交通の制限に関する内容及びf 弁護士宛て信書を外部交通非許可方針者である第三者に転送してもらうことを期待する内容			
					抹消	7枚目の1行目から2行目まで	⑫ f 弁護士宛て信書を外部交通非許可方針者である第三者に転送してもらうことを期待する内容			
						7枚目の3行目から5行目まで	⑬ f 弁護士との外部交通についても抹消の可能性がある。嫌がらせ回避のためにも、(僕の再審請求の為に弁護士として選任して頂きたい)。※上記括弧内は削除・抹消の対象外の箇所である。			
					削除	7枚目の6行目から12行目まで	⑭-1 f 弁護士が再審請求弁護人となればf 弁護士との外部交通が認められる可能性が高い。F 弁護士のことは以前から知っていてコンタクトを取りたいと思っていた。			
7枚目の12行目から19行目まで	⑭-2 色々と相談したいのでf 弁護士には再審請求弁護人になってほしい。e 拘留所の死刑確定者の外部交通や処遇の件で国家賠償訴訟の準備を進めている。その力になってほしい。再審弁護人とは連絡が取れない状況である。原告が提訴する国家賠償訴訟の件についてもアドバイスしてほしい。									
7枚目の20行目から21行目まで	⑭-3 戸籍に関する質問。									
7枚目の22行目から24行目まで	⑭-4 最後まで手紙を読んだことに対する謝意。返信を楽しみにしている。養子Aに伝えてほしいことがあるが、この手紙では表せない。									

信書番号	相手方	検査の日 (措置の日・告知の日)	書証番号	刑事収容施設法	削除又は 抹消の別	削除又は抹消の箇所	削除又は抹消の内容	削除又は抹消の理由(概要)	原告らの主張	被告の主張
本件発信書⑤	f 弁護士	令和4年6月9日 (同日)	乙19 (甲4) 乙46	139条 不該当	削除	1 枚目全文	①死刑廃止団体が発刊している機関誌に関する内容等	養子Aから別件医療訴訟を承継する旨の意思表示、刑事事件に係る再審請求の弁護依頼、テラスへの援助依頼以外の内容については、現在の近況報告、e 拘置所における死刑確定者に対する不満等であり、刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は原告aから法律相談を受けており、「民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙3、5条(1)イ)に該当する。法律相談の内容を正確に把握するためには、あらゆる記載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため」発する信書に該当する。実際、抹消・削除により、原告aが本件発信書⑤において原告ら訴訟代理人に再審請求を依頼していたことが伝わらなかった。また、本件発信書⑤の削除抹消場所は、「外部交通が遮断されて困っている。」「再審請求弁護人宛ての手紙が抹消される」など、いずれも原告ら訴訟代理人に法的助言を求める記載であった。したがって、かかる法的助言を求める記載が同法139条1項2号に該当することは明らかである。法制度に精通しない被收容者が助言を求めているのであるから、特定の救済手続きを明示して助言を求めることは事実上不可能であり、具体性を欠くとする被告の主張は死刑確定者の弁護士へのアクセスを否定するものといわざるを得ない。本件発信書⑤の抹消削除箇所が同法139条1項2号に該当することは明らかであり、抹消・削除に相当の根拠があるとすることは到底できない。したがって、国賠法の解釈について職務遂行基準説を採ったとしても、e 拘置所長による注意義務違反を認定することは十分に可能であり、本件発信書⑤の抹消削除は国賠法上違法である。	前記本件発信書①に係る主張①・③と同じ。本件発信書要旨⑤は、原告aの心境や外部交通制限に関する感想などであり、刑事収容施設法139条1項2号に該当しない。f 弁護士は、原告aと何らかの契約をしたり、民事訴訟や再審請求等の相談を受けていなかったこと、「何とかしてほしい」という内容も極めて抽象的であることなどから、この記述についても、原告aがf 弁護士に対し実質的に「訴訟の遂行」のための相談やアドバイス等を求めているとまでは評価できず、刑事収容施設法同号に該当しない。本件発信書要旨④の場合と同様、「何とかしてほしい」旨の記載等は具体性を欠き、原告aとf 弁護士との関係性からも、e 拘置所長が、本件発信書要旨⑤は刑事収容施設法139条1項2号により発受が許されるものには該当しないと判断したことには相当の根拠が認められ、同人が、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該判断をしたと認め得るような特段の事情はない。
						2 枚目の1行目から13行目まで	②養子Aの病状に関する感想等			
					抹消	2 枚目の14行目の一部	③養子Aに対する気持ち			
						2 枚目の15行目から16行目まで	④-1 養子Aとの養子縁組についての原告の考え。養子Aの国家賠償訴訟は良い結果になってほしい。			
						2 枚目の16行目から18行目まで	④-2 現在は再審請求やe 拘置所の外部交通の制限のことで精一杯である。他人を心配する余裕がない。外部との交流が遮断され、心が折れる。			
						2 枚目の18行目から22行目まで	④-3 f 弁護士に発信する便箋が7枚だから、書き足りない。養子Aがすい臓がんとの診断を受けたことについて原告の心境。			
						3 枚目の1行目から6行目まで	⑤提起に至っていない別件医療訴訟について、当事者でない立場から単に感想を伝える内容(訴状に係る調査資料Cが示す内容であると認められるもの)			
					削除	3 枚目の7行目から22行目まで	⑥ f 弁護士に対し外部交通非許可方針者である第三者に接触を図るよう促す内容			
					抹消	4 枚目の1行目から5行目まで	⑦-1 外部交通が遮断されて困っている。弁護士の手紙に外部交通禁止者の名前を書く、刑事収容施設法129条1項3号で抹消される。テラスに相談するも、返答がないから心配である。			
						4 枚目の5行目から9行目まで	⑦-2 養子Aとの件で、f 弁護士と繋がることができた。今後、連絡を取り合うことが多くなると思う。現在は外部交通禁止者だから、限定的な交流になると思う。			
					削除	4 枚目の10行目から16行目まで	⑧-1 再審請求のための弁護人として申請すれば、今後、外部交通が制限されない。現在の再審請求弁護人は3人いる。			
						4 枚目の17行目から18行目まで	⑧-2 再審請求弁護人がe 拘置所長に申入書を提出している。			
						4 枚目の18行目から22行目まで	⑧-3 宗教家たちとの外部交通を認めてほしい。申請しても不許可にされる。			
						5 枚目の1行目から4行目まで	⑨-1 宗教の自由は憲法で保障されている。刑事収容施設法129条1項3号及び同法139条1項3号で制限するのは違法だと思う。			
						5 枚目の4行目から10行目まで	⑨-2 本人訴訟で国家賠償訴訟を提起したが、負けた。裁判所は国の味方なのだろうか。			
						5 枚目の10行目から13行目まで	⑨-3 f 弁護士の手紙の便箋7枚が真っ黒になっていれば、教えてほしい。			
						5 枚目の14行目から24行目まで	⑨-4 再審請求弁護人宛ての手紙に身内の誕生日を書いたら抹消される。何で抹消されるのだろうか。			
						6 枚目の1行目から12行目まで	⑨-5 再審請求弁護人宛ての手紙が抹消される。完全な嫌がらせだと思う。何とかしてほしい。			
						6 枚目の12行目から13行目まで	⑨-6 原告に対する外部交通制限の嫌がらせよりも養子Aのことを優先してほしい。			
						6 枚目の13行目から19行目まで	⑨-7 養子Aの名前を書いたら抹消される。刑事収容施設法129条1項3号で抹消するのはおかしいと思う。			
6 枚目の19行目から23行目まで	⑨-8 外部交通を制限されて、愚痴を言いたくなる。心情不安定にするのは、e 拘置所の職員のやり方です。精神的に孤立して辛い。									
7 枚目の1行目から11行目まで	⑨-9 養子Aの国家賠償訴訟について教えてほしい。養子Aについての原告の心境。									
7 枚目の12行目から13行目まで	⑨-10 養子Aと意思疎通ができない。養子Aについての原告の心境。									
7 枚目の13行目から18行目まで	⑨-11 養子Aについての原告の考え。									
7 枚目の19行目から22行目まで	⑨-12 養子Aについての原告の考え。f 弁護士から外部交通不許可となっている第三者に連絡して、事情を説明してほしい。									

信書番号	相手方	検査の日 (措置の日・告知の日)	書証番号	刑事収容施設法	削除又は抹消の別	削除又は抹消の箇所	削除又は抹消の内容	削除又は抹消の理由(概要)	原告らの主張	被告の主張
本件発信書⑥	f 弁護士	令和4年6月20日 (同月22日)	乙21 (甲9)	139条 不該当	抹消	2枚目の22行目から23行目まで	①本件発信書④及び⑤の抹消又は削除した箇所について、単に自己の感想を述べる内容	外部交通の訴訟に関する内容及び信書の抹消等以外の内容については、意見及び感想を記載しているものであり、刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は原告aから法律相談を受けており、「民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙3、5条(1)イ)に該当する。法律相談の内容を正確に把握するためには、あらゆる記載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため」発する信書に該当する。 本件発信書⑥の各抹消箇所には、外部交通に対する制限に関する法律相談が含まれている。	前記本件発信書①に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑥は、原告aが外部交通が制限されたことへの感想などであり、刑事収容施設法139条1項2号に該当しない。
						4枚目の14行目から18行目まで	②本件発信書④及び⑤の抹消又は削除した箇所が別件医療訴訟の打合せをするために必要であるとする感想を述べる内容			
						7枚目の22行目から24行目まで	③令和4年6月9日にf弁護士宛てに送付した便箋(抹消又は削除した箇所を除く本件発信書⑤)の第三者への転送を依頼する内容や外部交通に関する処遇上の単なる不満、結びの挨拶など			
本件発信書⑦	f 弁護士	令和4年7月1日 (同日)	乙22 (甲10)	139条 不該当	抹消	1枚目の2行目から6行目まで	①養子Aの誕生日を直接祝ってやれないことや養子Aに係る病状に対する気持ち	許可方針内容①及び②以外の内容については、刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は原告aから法律相談を受けており、「民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙3、5条(1)イ)に該当する。法律相談の内容を正確に把握するためには、あらゆる記載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため」発する信書に該当する。 本件発信書⑦の各抹消箇所①から③(甲10抹消箇所AからC)には、外部交通に対する制限に関する法律相談が含まれている。	前記本件発信書①に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑦は、原告aが外部交通が制限された状況を説明する内容などであり、刑事収容施設法139条1項2号に該当しない。
						1枚目の19行目	②外部交通非許可方針者である養母と外部交通ができない状況を説明する内容			
						2枚目の1行目から4行目まで	③f弁護士に対し養母と接触するよう促し意思伝達の範囲の拡張を図るものであると認められる内容や養母と音信不通となり、所在の確認を依頼する内容			
						7枚目の23行目	④天候に関する内容や結びの挨拶など			
本件発信書⑧	f 弁護士	令和4年7月20日 (同月21日)	乙24 (甲11)	139条 不該当	抹消	4枚目の1行目から4行目まで	①原告aが養子Aに関する悪い知らせではないかと連想したこと	許可方針内容①及び②以外の内容については、刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は本件国家賠償請求について依頼を受けており、「民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任している以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため」発する信書に該当する。	前記本件発信書①に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑧は、単に原告aの近況などであり、刑事収容施設法139条1項2号に該当しない。
						4枚目の7行目から10行目まで	②原告aと養子Aとの外部交通が部分的に許可となったことに関する内容			
						5枚目の6行目から10行目まで	③養子Aが原告aと共同原告として訴訟を提起する準備をしていることを機関誌を通じて認識したというもの			
						5枚目の20行目から23行目まで	④天候や新型コロナウイルス感染症の感染状況など			
本件発信書⑨	f 弁護士	令和4年8月2日 (同月4日)	乙25 (甲12)	139条 不該当	抹消	1枚目の3行目から23行目まで	①原告aが新型コロナウイルス感染症に感染した状況	許可方針内容①及び②以外の内容については、刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は本件国家賠償請求について依頼を受けており、「民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任している以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため」発する信書に該当する。	前記本件発信書①に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑨は、単に原告aの近況などであり、刑事収容施設法139条1項2号に該当しない。
						2枚目の1行目から11行目まで	②新型コロナウイルス感染症の者を収容する居室棟の状況等			
						2枚目の15行目から23行目まで	③原告aと養子Aとの外部交通に関する内容			
						3枚目の1行目から14行目まで	④他の被収容者が運行されてくる状況を説明するもの			
						5枚目の10行目から15行目まで	⑤死刑確定者が投稿している絵画作品展に足を運んでほしい旨を伝える内容			
						5枚目の21行目から25行目まで	⑥気候に関する内容や原告cを介することにより、原告aへ書籍等の差入れが可能であるとして、差入れの制限の潜脱を図る内容			
本件発信書⑩	f 弁護士	令和4年8月4日 (同月5日)	乙26 (甲13)	139条 不該当	抹消	1枚目の3行目から9行目まで	①原告aが新型コロナウイルス感染症に感染し、別の居室棟へ収容され、信書の発信回収が遅延したことへの不満を述べる内容	許可方針内容①及び②以外の内容については、刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は本件国家賠償請求について依頼を受けており、「民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任している以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため」発する信書に該当する。	前記本件発信書①に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑩は、単に原告aの近況などであり、刑事収容施設法139条1項2号に該当しない。
						3枚目の15行目	②結びの挨拶文			
						3枚目の19行目	③新型コロナウイルス感染症に感染し、隔離期間を要するなどの内容			
本件発信書⑪	f 弁護士	令和4年8月15日 (同月16日)	乙27 (甲14)	139条 不該当	抹消	7枚目の24行目	①原告aが新型コロナウイルス感染症の検査で陰性判定となったとする内容	許可方針内容①及び②以外の内容については、刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は本件国家賠償請求について依頼を受けており、「民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任している以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため」発する信書に該当する。	前記本件発信書①に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑪は、単に原告aの近況などであり、刑事収容施設法139条1項2号に該当しない。
						7枚目の25行目	②養子Aに信書の発信を予定している内容等			

信書番号	相手方	検査の日 (措置の日・告知の日)	書証番号	刑事収容施設法	削除又は 抹消の別	削除又は抹消の箇所	削除又は抹消の内容	削除又は抹消の理由(概要)	原告らの主張	被告の主張
本件発信書⑩	f 弁護士	令和4年8月31日 (同日)	乙28 (甲15)	139条 不該当	抹消	2枚目の15行目から22行目まで	①社会復帰を希望していること	許可方針内容①及び②以外の内容については、 刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当 しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は本件国家賠償請求について依 頼を受けており、「民事訴訟や再審請求等につい て、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙 3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任して いる以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記 載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務 の処理のため」発する信書に該当する。	前記本件発信書⑩に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑩は、原告aの希望や不安などであり、刑事収容 施設法139条1項2号に該当しない。
						3枚目の1行目から7行目まで	②養母との外部交通を不許可とされ、死刑執行後の不安を吐露するもの			
						4枚目の18行目から22行目まで	③居室内においてパソコン等の使用ができるようになってほしい旨の内容			
						5枚目の17行目から20行目まで	④季節の変化を実感している旨の内容			
						6枚目の19行目から22行目まで	⑤他の者が国家賠償訴訟を提起して、パソコンを利用できる環境となることを期待する旨の内容			
						7枚目の1行目から2行目まで	⑥後悔に関する自身の意見を述べるもの			
本件発信書⑪	f 弁護士	令和4年9月5日 (同日)	乙29 (甲16)	139条 不該当	抹消	5枚目の15行目から22行目まで	①法務大臣の発言に対する不満や死刑執行に関する感想	許可方針内容①及び②以外の内容については、 刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当 しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は本件国家賠償請求について依 頼を受けており、「民事訴訟や再審請求等につい て、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙 3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任して いる以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記 載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務 の処理のため」発する信書に該当する。	前記本件発信書⑩に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑪は、原告aの感想や不安などであり、刑事収容 施設法139条1項2号に該当しない。
						6枚目の1行目から7行目まで	②原告a自身が死刑判決に係る控訴を二度にわたり取り下げたことへの不安を吐露するなどの内容			
本件発信書⑫	f 弁護士	令和4年9月9日 (同日)	乙30 (甲17)	139条 不該当	抹消	1枚目の4行目から22行目まで	①j 拘置所に収容されていた際に知り得た情報(居室棟の構造や他の被収容者の収容状況等)	許可方針内容①及び②以外の内容については、 刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当 しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は本件国家賠償請求について依 頼を受けており、「民事訴訟や再審請求等につい て、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙 3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任して いる以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記 載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務 の処理のため」発する信書に該当する。	前記本件発信書⑩に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑫は、原告aの状況などであり、刑事収容施設法 139条1項2号に該当しない。
						2枚目の1行目から7行目まで	②j 拘置所において死刑執行があったとする内容			
						3枚目の1行目から22行目まで	③e 拘置所における被収容者の収容状況などの内容			
本件発信書⑬	f 弁護士	令和4年10月31日 (同日)	乙31 (甲18)	139条 不該当	抹消	5枚目の3行目から10行目まで	①原告aが死刑執行等の状況に関し、毎日を楽観的に過ごす内容	許可方針内容①及び②以外の内容については、 刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当 せず、職員名については、相手方(f 弁護士) に発信することとなれば、刑事施設における適 正な職務の遂行に支障が生じるとして、同法1 41条において準用する同法129条1項3号 (刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ず るおそれがあるとき)に該当するものであると 認めたもの。	原告ら訴訟代理人は本件国家賠償請求について依 頼を受けており、「民事訴訟や再審請求等につい て、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙 3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任して いる以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記 載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務 の処理のため」発する信書に該当する。	前記本件発信書⑩に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑬は、単に原告aの近況などであり、刑事収容施 施設法139条1項2号に該当しない。
				6枚目の16行目から19行目まで		②原告aが新型コロナウイルス感染症に感染したことにより体調不良となつたことを吐露するなどの内容				
				10月24日付け複写1枚目の11行目		③e 拘置所職員の氏名の記述部分				
本件発信書⑭	f 弁護士	令和4年12月27日 (同日)	乙33 (甲19)	139条 不該当	抹消	1枚目の5行目から7行目まで	①死刑執行に関する感想	許可方針内容①及び②以外の内容については、 刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当 しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は本件国家賠償請求について依 頼を受けており、「民事訴訟や再審請求等につい て、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙 3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任して いる以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記 載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務 の処理のため」発する信書に該当する。	前記本件発信書⑩に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑭は、原告aの感想や不安などであり、刑事収容 施設法139条1項2号に該当しない。
						1枚目の17行目から23行目まで	②近時の重大事件に関する内容や法務大臣の発言を踏まえた死刑に対する感想			
						2枚目の1行目から3行目まで	③法務大臣の発言を踏まえた死刑に対する感想			
						2枚目の8行目から23行目まで	④死刑確定者に係る差入れの制限に関する不満、原告bを介することにより、原告aへ書籍等の差入れが可能であったとした内容			
						3枚目の3行目から5行目まで	⑤死刑確定者に係る差入れの制限に関する不満、原告bを介することにより、原告aへ書籍等の差入れがあることを期待している内容			
4枚目の1行目から5行目まで	⑥外部交通の制限に関する感想									
本件発信書⑮	f 弁護士	令和5年3月23日 (同日)	乙34 (甲20)	139条 不該当	抹消	1枚目の1行目から14行目まで	居室内に放送されるラジオ放送(野球のニュース報道や「マツケンサンバII」の曲)を聴取したことによる心情を吐露する内容	許可方針内容①及び②以外の内容については、 刑事収容施設法139条各項のいずれにも該当 しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は本件国家賠償請求について依 頼を受けており、「民事訴訟や再審請求等につい て、委任又は相談を受けている弁護士等」(乙 3、5条(1)イ)に該当する。正式に受任して いる以上、信頼関係を維持するため、あらゆる記 載が「法律上又は業務上の重大な利害に係る用務 の処理のため」発する信書に該当する。	前記本件発信書⑩に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨⑮は、単に原告aの近況などであり、刑事収容施 施設法139条1項2号に該当しない。
本件受信書	f 弁護士	令和4年7月8日 (同日)	乙37 (甲21)	139条 不該当	抹消	3行目から9行目まで	f 弁護士が養子Aから窓口交付により受け取った書籍等を原告a宛てに郵送差入れしたことを示すための内容	許可方針内容①及び②以外の内容については、 本件書籍等を送付する旨及び題名を記載したも のであり、刑事収容施設法139条各項のいづ れにも該当しないと認めたもの。	原告ら訴訟代理人は弁護士の職務として本件受信 書を原告aに送付しており、「法律上・・・重大 な利害に係る用務の処理のため」の内容であるこ とは明らかである。そもそも本件受信書の表題は 「国家賠償請求について」とされており、原告a から相談を受けていた国家賠償請求訴訟に関する 信書であることが明らかにされている。	前記本件発信書⑩に係る主張①・③と同じ。 本件発信書要旨は、f 弁護士が養子Aから窓口交付により受け 取った書籍等を原告a宛てに郵送差入れしたことを示すための内 容であり、刑事収容施設法139条1項2号に該当しない。